

熊本市診療所における専属薬剤師の設置に関する基準を定める条例の全部改正について

熊本市診療所における専属薬剤師の設置に関する基準を定める条例の全部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例

熊本市診療所における専属薬剤師の設置に関する基準を定める条例（平成24年条例第103号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第18条及び第21条第1項の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定めるものとする。

（専属薬剤師の設置の基準）

第2条 法第18条の規定により専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所とする。

（病院の人員の基準）

第3条 法第21条第1項第1号の規定により病院が有しなければならない従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数と、外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が

生じたときは、その端数は1として計算する。)

(2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3をもって除した数とを加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

(3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

(4) 栄養士 病床数100以上の病院にあつては、1

(5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数

(6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数

2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

3 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科(医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第1号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)を含む病院(特定機能病院を除く。)であつて、精神病床を有するものについては、第1項第1号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同項第2号中「精神病床及び結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」とする。

(病院の施設の基準)

第4条 法第21条第1項第12号の規定により病院が有しなければならない施設及びその構造設備は、次のとおりとする。

(1) 消毒施設及び洗濯施設(法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業

務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。) 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒施設を有する病院に限る。）。

- (2) 談話室（療養病床を有する病院に限る。） 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。
- (3) 食堂（療養病床を有する病院に限る。） 内法^{のり}による測定で、療養病床の入院患者１人につき１平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
- (4) 浴室（療養病床を有する病院に限る。） 身体の不自由な者が入浴するのに適したものではないこと。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(經過措置)

第2条 精神病床を有する病院（第3条第3項に規定するものを除く。）については、
当分の間、第3条第1項第2号中「歯科衛生士と」とあるのは、「歯科衛生士と、精
神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を5をもって除した数（その
数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1とし
て計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数（その数
が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として
計算する。）から減じた数を看護補助者と」とする。

第3条 療養病床を有する病院であつて、平成24年4月1日において現に、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けていた同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養

病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行おうとして、平成２４年３月３１日までの間にその旨を熊本県知事に届け出た場合における当該届出に係る病床を有する病院であるものを除く。以下「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）が第３条第１項第２号及び第３号に掲げる数に満たない病院（以下「特定病院」という。）であるものの開設者が、平成２４年６月３０日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを市長に届け出た場合における法第２１条第１項第１号の規定により当該病院が有しなければならない看護師等の員数は、この条例の施行の日から平成３０年３月３１日までの間は、第３条第１項第２号及び第３号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を６をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を４をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を３をもって除した数とを加えた数（その数が１に満たないときは１とし、その数に１に満たない端数が生じたときは、その端数は１として計算する。）に、外来患者の数が３０又はその端数を増すごとに１を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が６又はその端数を増すごとに１

第４条 平成１３年３月１日において現に医療法等の一部を改正する法律（平成１２年法律第１４１号）による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第７条第１項の開設の許可を受けていた病院の建物（同日において現に存したもの（基本的な構造設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧医療法第１条の５第３項に規定する療養型病床群に係る病床であつて、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成１３年厚生労働

省令第8号)第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年改正省令」という。)附則第8条の規定の適用によりなお効力を有することとされていた平成10年改正省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年厚生省令第3号)附則第6条の規定の適用を受けていたものを有する病院(同日後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち、第4条第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

(提出理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)の施行による医療法(昭和23年法律第205号)の一部改正等に伴い、病院及び診療所における人員及び施設に関する基準を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。